

## 新型コロナウイルス感染症に関する給付金のご請求書類について

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

当社では、新型コロナウイルス感染症に罹患されたときは、実際に医療機関等に入院された場合だけでなく、医療機関の事情などにより、自宅またはその他病院等と同等とみなされる施設で治療を受けられた場合（以下、「みなし入院」）も、生命保険協会のガイドラインに基づく特別取扱として、入院給付金等のお支払いの対象としています。

これまでは、「みなし入院」の入院給付金等のご請求にあたり、「新型コロナウイルス感染症に罹患したこと」がわかる証明書として、「保健所・自治体が発行する証明書」（以下、「療養証明書」）を提出いただいておりますが、医療機関や保健所における更なる負担軽減を進める観点から、原則として「療養証明書」の発行を求めない事務体制を構築しました。

「療養証明書」の代替となる書類については、以下のとおりです。

これまでの取扱	2022年9月2日以降の取扱
1) My HER-SYS で取得した画面での療養証明 ( <u>診断年月日が記載された画面</u> )	1) 同左
2) 「宿泊・自宅療養証明書」や就業制限通知・就業制限解除通知 等	2) 上記1) を準備できない場合、以下いずれかの書類 ・ <u>新型コロナウイルス感染症に罹患したことがわかる医療機関が発行する検査結果報告書（氏名・検査日または検査結果判明日・医療機関名があるもの）</u> ・ <u>自治体の健康フォローアップセンター※の受付結果（氏名の記載があるもの）</u>  なお、保健所・自治体から発行された、「宿泊・自宅療養証明書（新型コロナウイルス感染症専用）」が既にお手元にある場合、当該書類でご請求いただけます。

※ 自治体ごとに名称が異なるため、お住まいの自治体の名称をご確認ください。

なお、入院給付金をご請求いただく際は、手続方法に応じて、別途、給付金請求書・入院状況報告書等、必要な書類がございます。

<カスタマーサービスセンター>

フリーダイヤル：0120-817-024

【受付時間】 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前 9:00～午後 5:00

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。